

# 魅力ある未来都市を目指す

## 神崎市都市計画マスタープラン【概要版】

神崎市では、神崎市都市計画審議会からの答申を受け、「神崎市都市計画マスタープラン」を策定しました。将来の神崎市が目指す姿を「暮らしやすさと活力にあふれた魅力ある未来都市」と定めた都市計画マスタープランの概要をお知らせします。

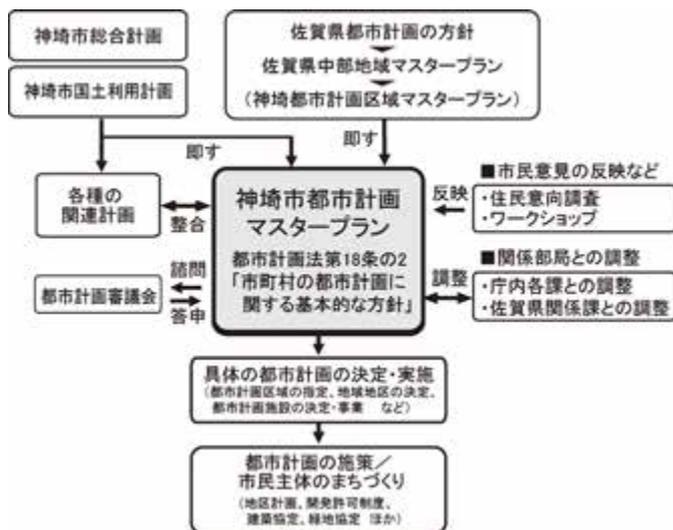
### 都市計画マスタープランの位置づけ

都市計画マスタープランは、都市づくりの課題に対応しつつ、市民の意見を反映させながら、あるべき都市の将来像を描くとともに、これを実現していくための方針を定めるものです。

神崎市都市計画マスタープランは、「神崎市総合計画」、「神崎市国土利用計画」に即し、その都市計画に関する事項について、本市の各種関連計画とも整合を保ちながら定めます。

また、佐賀県が定める「中部地域マスタープラン」等に即すことにより、都市計画の広域的な一体性を確保します。

- 対象範囲：神崎市全域
- 目標年次：平成 42 年（2030 年）
- 目標人口：30,000 人



### 都市づくりの基本目標

#### 【まちづくりの基本課題】

- 少子高齢化・人口減少への対応
  - ・暮らしやすい生活環境整備の必要性
- 佐賀中部地域における位置づけ
  - ・地域に埋没しないまちづくりの必要性
- 神崎らしさの創出
  - ・変化に富んだ資源を生かして個性ある都市空間形成を図る必要性
- 拠点と軸づくり
  - ・都市機能や土地利用のメリハリのある配置、秩序だった人や物の流れを確保する必要性

#### ●平成42年：3万人の将来フレーム実現に向けた課題

- ・子育て世代、若者、中堅層など各年齢層にとって住みよいまちづくりを進める必要性

#### 都市づくりのキーワード

- ・住みよさ
- ・若者が集まる賑わい
- ・変化に富んだ資源
- ・高い利便性
- ・事業所立地可能性
- ・個性、魅力、神崎の顔づくり
- ・一体性
- ・市民との協働
- ・次世代への継承

#### ●基本的考え方

- 安全、快適に住み続けることができること
- 自然、歴史、文化の個性ある資源を次世代に継承していくこと
- 市民が主体的に参加していくこと

#### 【都市づくりの基本目標】

- 快適で利便性に富んだ田園ライフを実現する都市づくり
  - ・利便性の高い交通体系を背景に佐賀県中部地域の一翼を担う交流都市を目指す
  - ・多様な世代を受け入れる快適環境都市を目指す
  - ・山並みを背景とした田園風景やクリーク網と調和した美しい都市を目指す
- 神崎の個性を育む都市づくり
  - ・神崎の顔が見える魅力ある都市を目指す
  - ・神崎市の一体性を育てる都市を目指す
  - ・城原川に代表される自然の恵みを分かち合う都市を目指す
- 市民が主役の都市づくり
  - ・市民と行政との協働による都市づくりを目指す

将来像  
**暮らしやすさと活力にあふれた魅力ある未来都市**

#### ●神崎市総合計画（基本理念）

- 悠久の土地で市民が健やかに安心して暮らし続ける
- 多様な産業基盤を築き豊かな夢資源を生かす
- 次代を担う人材と地域文化を育て市民がまちづくりの主役となる

#### （目標像）

『自然と歴史と人が輝く未来都市』  
 ～潤いと活力を次世代へ継ぐ、夢創造都市を目指して～

## 都市の基本構成

### ゾーニング

- 市街地ゾーン：旧長崎街道神崎宿周辺の住宅地、国道34号、国道264号沿道の千代田支所から佐賀市境界に至る区域及び脊振支所の周辺で現在市街地を形成しているゾーン
- 農業・集落ゾーン：おおむね長崎自動車道以南の佐賀平野の一部となっている農地及び集落地
- 山林ゾーン：神崎町北部及び脊振町の区域となる脊振山系

### 拠点の形成

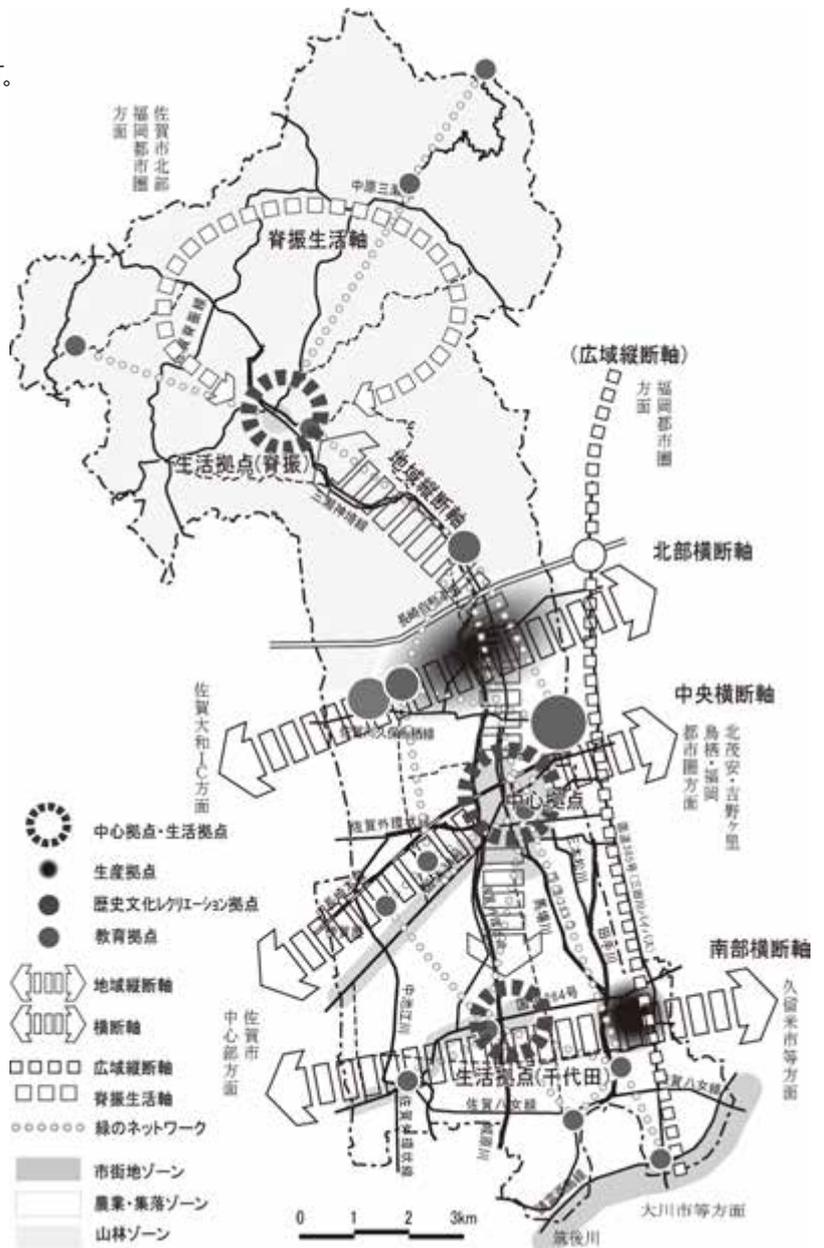
- 中心拠点  
旧長崎街道神崎宿周辺地区を中心拠点と位置づけ、活力を高め、賑わいを取り戻し、市民が誇りを持って「まちの中心」と言えるような拠点を形成します。
- 生活拠点  
千代田支所及び脊振支所の周辺を生活拠点と位置づけ、各地域の日常生活サービス機能、防災上の拠点機能、レクリエーション情報の提供機能などの充実を図ります。
- 生産拠点  
県道佐賀川久保鳥栖線沿道及び国道385号沿道を生産拠点と位置づけます。
- 歴史文化レクリエーション拠点  
公園、史跡、旧長崎街道などを歴史文化レクリエーション拠点と位置づけ、これらをつなぐネットワークの形成などにより、魅力ある拠点の形成を図ります。
- 教育拠点  
西九州大学及びその周辺を教育拠点と位置づけます。

### 都市軸の形成

- 横断軸（東西方向）  
中央横断軸：中央拠点を經由する国道34号とJR長崎本線などで構成  
北部横断軸：佐賀平野と脊振山地の境界部分を東西に走る幹線道路で長崎自動車道の東脊振ICと佐賀大和ICを結ぶ県道佐賀川久保鳥栖線や景観上の特徴となっている長崎自動車道などから構成  
南部横断軸：国道264号、県道佐賀八女線、主要市道などから構成
- 縦断軸（南北方向）  
広域縦断軸：中部地域の広域連携軸と位置づけられている国道385号（三田川バイパスなど市外区間を含む）が対応  
地域縦断軸：市内の南北方向のさまざまな流れを支える役割を有し、城原川に平行する県道三瀬神埼線、国道385号（国道34号以南）、佐賀外環状線（同）、主要な市道などの道路及び城原川、田手川などの河川から構成

- 脊振生活軸  
県道三瀬神埼線、県道佐賀脊振線、主要市道などから構成され、脊振町の生活拠点と集落及び脊振町と佐賀市や吉野ヶ里町とを結ぶ生活の幹線としての役割を果たし、また災害時の生命線として機能することが求められる道路

- 緑のネットワーク  
歴史文化レクリエーション拠点や中心拠点、生活拠点を相互に結び、歩行者系を中心とするネットワークをイメージし、城原川や田手川、三本松川、馬場川及び用水路などの河川・水路や歩道が整備された道路などを活用



# 地域別構想

## 地域別構想の役割

地域別構想は、全市を対象に地域特性等を踏まえて地域区分を行い、身近な視点によるまちづくりの方針を示して、市民のまちづくりへの理解や関心を深めるとともに、将来像や課題を共有化して、主体的にまちづくりに関わってもらうための指針と位置づけます。

## 地域区分

地域は都市計画区域の指定状況や地域の特性を踏まえて、北部地域、中部地域、南部地域の3地域に区分します。



## 北部地域

### 地域の将来像

## 豊かな自然の中で安全で安心して暮らせるまち

### まちづくりの目標

- 自然と共生し、安心して暮らせるまちづくり
- 多自然居住のライフスタイルを実現するまちづくり

### ●土地利用

- ・空き家情報の把握や利活用方策の検討などの促進
- ・多自然居住のライフスタイルの提案、情報の発信、利活用の促進
- ・山林の保全、林業の産業としての復活

### ●交通体系

- ・災害時にも安全な通行が可能ないように改良を促進
- ・避難に際しての代替機能を有するルートの検討
- ・市民の足となる日常的なバスネットワークシステムの構築

### ●生活環境

- ・排水処理の水洗化や子供のための公園・広場の確保を促進
- ・避難マップの作成など、安全なまちづくりを促進

### ●自然環境

- ・渓流での水辺レクリエーションが楽しめるような空間整備
- ・自然の中での安全なレクリエーション活動の支援



## 中部地域

### 地域の将来像

## 都市の活力と魅力を感じるまち



### まちづくりの目標

- 交通利便性や歴史的町並みをいかした拠点性の高いまちづくり
- 歴史資源や田園景観を楽しむまちづくり
- 暮らしやすい田園ライフが実現するまちづくり

#### ● 土地利用

- ・ 快適さと魅力ある市街地形成に向けた検討
- ・ 自然や農業生産環境の保全、良好な集落生活環境の整備
- ・ 用途地域や特定用途制限地域の指定について検討

#### ● 交通体系

- ・ 都市計画道路の再検討
- ・ 交通処理機能の向上や安全な歩道環境づくり
- ・ 利用しやすい公共交通体系の形成

#### ● 生活環境

- ・ 生活道路の安全性の確保
- ・ 子供の遊び場の確保
- ・ 排水処理の水洗化の普及
- ・ 安全なまちづくりを促進

#### ● 自然環境

- ・ 日の隈公園周辺～仁比山公園は緑の空間として保全
- ・ 河川やクリークは水辺空間として親水性の高い環境づくり

## 南部地域

### 地域の将来像

## クリークに囲まれた環境を誇りとするまち



### まちづくりの目標

- クリークに親しむライフスタイルを実現するまちづくり
- 近接都市への利便性を生かした活力あるまちづくり

#### ● 土地利用

- ・ クリーク周辺の集落地は低層住宅地として保全し、生活環境の向上を促進

#### ● 交通体系

- ・ 地域・生活幹線道路は交通処理機能のほか安全な歩行空間の確保
- ・ 主要市道は地域の生活利便性を高める道路として整備を促進
- ・ バスネットワークシステムの再編に向けた検討

#### ● 生活環境

- ・ 生活道路の安全性の確保
- ・ 子供の遊び場の確保
- ・ 排水処理の水洗化の普及
- ・ 安全なまちづくりを促進

#### ● 自然環境

- ・ クリークを生かした地域空間づくり、イベントやクリークの維持管理
- ・ 公園・広場の確保、クリークと一体となった水辺空間づくり

## 実現化に向けて

### ●市民が参加するまちづくりのための仕組みづくり●

#### ●適切な役割分担

【市 民】身近な環境について最も詳しいまちづくりの主役として、まちづくりルールの検討、まちづくり活動への積極的な参加、また、よい点の維持保全や問題点の改善への関わりが期待されます。

【事業体】まちづくりの担い手としての役割と責任を自覚し、事業を通して地域の発展に貢献していくことが重要です。

【行 政】市民や事業体の理解のもと都市計画の決定や具体的な事業の推進、さまざまなまちづくり手法の適切な活用など、市全体の視点からのまちづくり施策を担います。

関係機関との協議・調整や各地のまちづくりに関する情報の収集と市民への提供、市民の自主的な活動の支援、リーダーとなる人材の育成などに努めます。

#### ●ワークショップの経験と展開に向けて

今回のマスタープランの策定に当たって開催した市民ワークショップでは、参加者の積極的な協力、高い関心、市民としての役割やまちづくりに参加することの自覚、身近な環境への的確な視点など、まちづくりにおける市民参加の意義と効果を認識することができました。

今後とも、市民の手によるまちづくりを進めていくために、このような機会を継続的に持つことや行政において市民からの提案を受け止める制度づくりなど、持続的な活動へ繋げていくことが重要です。

幅広い参加が期待できるような機会づくり、行政によるまちづくり情報の提供のあり方、具体的な都市計画制度（地区計画や都市計画提案制度など）への展開、またその検証など、市民がまちづくりの担い手であることを実感できるような仕組みへの展開を図ることとします。

### ●実現化に向けた制度の活用●

#### ●都市計画によるコントロール

##### 都市計画区域

本市の現状、自然的社会的な条件、開発動向などを踏まえて、指定の必要性とその範囲について再検討を行います。

##### 用途地域又は特定用途制限地域

新築される建築物のコントロールを図るため、用途地域又は特定用途制限地域の指定について検討を行います。

##### 地区計画制度の活用

地区レベルのまちづくりに向けて、関係市民の参画や理解のもとに、地区計画制度の活用を図ります。

##### 都市施設の整備

###### 【都市計画道路】

広域的な視点や交通需要の変化などさまざまな要素の調査を踏まえて再検討を行います。

###### 【公 園】

遊休地や公有地の利用など、都市計画決定によらない形での確保を図るための制度づくりを検討します。

#### ●その他の制度の活用

快適な景観づくりのための景観形成計画の策定とその活用、建築協定や緑化協定による良好な環境の保全・形成、建築基準法のセットバックを活用した狭隘道路の幅員確保など、都市計画法以外の制度の幅広い活用を視野に入れながら、まちづくりの課題の総合的な解決を図ります。

◎問い合わせ先 神崎市役所 建設課 ☎37-0103

有料広告

## 登記・遺言・借金問題・成年後見・相続



司法書士法人  
**州都綜合法務事務所**  
 SHUTO JUDICIAL SCRIVENER OFFICE  
 ナ ク ソー シン バ イ

☎ 0120-790-481

私たちは、暮らしの「法律家」です。お気軽にご相談ください。

【鳥栖オフィス】〒841-0036 佐賀県鳥栖市秋葉町三丁目18番地6

司法書士 原 弘安 (佐賀229号) ・ 中尾 雅史 (佐賀258号) ・ 太田 隆 (佐賀284号) ・ 毛利 優里 (佐賀285号)

事務所代表者印定番号 第130533号 第130525号 第1029028号 第1029061号

#### 【業務内容】

- 不動産登記 (相続・売買・贈与など)
- 商業法人登記 (商号、役員変更・増資・減資・合併・会社分割など)
- 遺言サポート 遺言執行者
- 遺産整理業務 相続サポート (相続登記/相続放棄など)
- 借金整理 過払金返還請求
- 成年後見人 (任意後見人/財産管理業務)
- 民事訴訟代理/示談交渉(司法書士法第3条第1項に定めるものに限る (交通事故/貸金請求/滞納家賃請求/家屋明け請求/未払賃金請求など))
- 裁判所提出書類作成
  - ・自己破産/個人再生
  - ・調停 (遺産分割、離婚、養育費、慰謝料など)
  - ・民事訴訟 (本人訴訟支援)
- 民事執行・民事保全 (給与差押え、預金差押え、仮差押えなど)
- 企業法務 事業承継/供託手続 検察庁提出書類作成

【営業日】 平日 ※祝日を除く 駐車場有り

【営業時間】 8:30~17:30 秘密厳守

※事前にご予約頂ければ時間外・土曜日のご相談も承っております！  
 お気軽にお電話ください！

有料広告

# 今こそ考えよう 地球のためだ！

6月は環境月間です。じきる  
いんがいはごみしませんか！

毎年6月5日は、「環境の日」です。また、6月の1ヶ月間は、「環境月間」として、神崎市でも「クリーン作戦」の実施等、様々な環境保全の運動を展開します。一人一人の行動が地球と人の未来を救います。

市民の皆さんもエネルギーの節約や地球温暖化・大気汚染・水質汚濁・ごみの増大化対策など身の回りの環境を見直し、地球に優しい生活を実践しましょう。

## 夏の省エネ7か条

- ① 部屋を開放し、外の空気を取り込みましょう。
- ② グリーンカーテンで部屋を涼しくしましょう。
- ③ 打ち水で温度を下げましょう。
- ④ 冷房は必要なきだけつけましょう。
- ⑤ 冷房温度は28度を目安にしましょう。
- ⑥ エアコンと扇風機の併用で冷房効果を高めましょう。
- ⑦ エアコンのフィルターを掃除しましょう。

## 家庭のぜいごみへ

最近正しく分別されていないごみの混入が多く発生しています。

燃えるごみ袋は、中身の見える状態で出しましょう。

今月から燃えるごみ袋の中にさらに黒いビニール袋を入れることは、禁止になりました。

黒いビニール袋は、中身の確認が出来ません。ご理解とご協力をお願いします。

また、皆さま方の家庭の燃えるごみ袋の中に資源となる紙が入っていませんか。

「ごみ収集カレンダー」の後のページの「家庭のごみの分け方・出し方」をご覧ください。新聞・広告、雑誌類などの資源ごみは分別をお願いします。



## 事業者のぜいごみへ

事業系のごみは家庭用のごみ袋では出せません。

- ・ 飲食店から出る残飯等
- ・ 病院や施設からの紙おむつ等
- ・ 会社のシュレッダーごみ等
- ・ 農業の肥料や農薬の袋や瓶等
- ・ 建設業の廃材等

このように事業で発生するごみは、家庭ごみではありませんので、神崎市の家庭用のごみ袋で出すことができません。

市の許可業者が38社ありますので、そちらとの契約で処理をお願いします。

## 3Rのごみを減らす工夫をしましょう

○ REDUCE (リデュース)  
ごみをへらすこと、出さないよう工夫すること

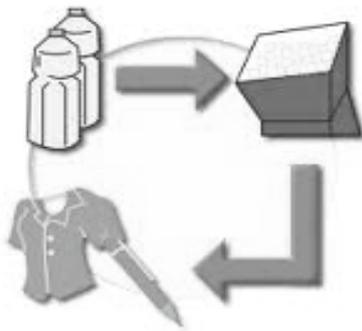
- ・ 買い物をする時は、マイバッグを持参し、レジ袋や不要な包装を断る。
- ・ 買いたくないようにする。
- ・ 洗剤やシャンプーなどは、詰め替えられる商品を買う。
- ・ 長持ちするものを買う。

○ REUSE (リユース)  
もう一度使うこと

- ・ 再使用できる容器を選ぶようにする。
- ・ 故障した電気製品などは、なるべく修理して使う。
- ・ リサイクルショップなどに引き取ってもらう。

○ RECYCLE (リサイクル)  
ごみを原料に戻し、新しい製品やエネルギーとして、再生・再利用すること

- ・ 紙類、新聞・広告、雑誌類、ダンボール、缶、ビン等の分別を適正に行い、資源ごみとして決められた時間・場所に出す。



## 農産物即売所でもEM菌等のボカシや拡大液を販売開始

神崎駅北の「吉野ヶ里遊学館」、千代田町上直鳥の「ひしの里」、脊振町広滝の「わんぱく館」でも、市役所で製造したEM菌やキトサン入り有用微生物のボカシや拡大液を販売しています。

価格も市役所と同額の各百円です。生ごみの減量化や家庭生活にいろいろ活用できます。

◎問い合わせ先

神崎市役所 保健環境課  
☎371-0112

